

資料編

1 歴代指定管理者（公募）

（令和8年8月）

選定種別		公募				
施設名		自転車等駐車場（7か所）	荻野運動公園	市営自動車駐車場	ふれあいプラザ	市営体育施設（5か所）
担当課		くらし交通安全課	公園緑地課	市街地整備課	資源循環推進課	スポーツ魅力創造課
指定期間		5年	5年	5年	21年	5年
		事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名
H18	2006	(株)高楊			(株)東宝クリーンサービス (H18.4.1-H21.3.31) (H21.4.1-H21.10.1)	非公募で選定 ～R9.3.31
H19	2007					
H20	2008					
H21	2009	(株)高楊	日産クリエイティブサービス・東急コミュニティー共同企業体			
H22	2010					
H23	2011					
H24	2012	(株)高楊	(株)日産クリエイティブサービス	タイムズ 24(株)連合体	三幸(株) (H21.10.1-H26.3.31)	
H25	2013					
H26	2014					
H27	2015	(株)高楊	荻野運動公園マネジメント共同企業体	タイムズ 24(株)連合体	ふれあいプラザ共同事業体	
H28	2016					
H29	2017					
H30	2018	(公財) 厚木市シルバー人材センター	荻野運動公園マネジメント共同企業体	タイムズ 24(株)連合体	ふれあいプラザ共同事業体 ※H30.4.1～R3.8.31	
R1	2019					
R2	2020					
R3	2021	(株)オリエンタルコンサルタンツ	荻野運動公園マネジメント共同企業体	タイムズ 24(株)連合体	※再整備のため休館	
R4	2022					
R5	2023					
R6	2024	(株)オリエンタルコンサルタンツ	荻野運動公園マネジメント共同企業体	タイムズ 24(株)連合体	ふれあいプラザPFIパートナーズ R5.12～R21.8	
R7	2025					
R8	2026					
R9	2027		荻野運動公園マネジメント共同企業体			
R10	2028					
R11	2029					
R12	2030					

R8年度に選定	
---------	--

2 歴代指定管理者（非公募）

（令和8年8月）

選定種別		非公募				
施設名		厚木市文化会館	厚木市体育施設（4か所）	老人憩の家（42か所）	白山集会所	岡田集会所
担当課		文化魅力創造課	スポーツ魅力創造課	福祉総合支援課	市民協働推進課	市民協働推進課
指定期間		5年	3年	5年	5年	5年
		事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名
H18	2006	(財)文化振興財団	(財)体育協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
H19	2007					
H20	2008					
H21	2009	(財)文化振興財団	(財)体育協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
H22	2010					
H23	2011					
H24	2012	(公財)文化 振興財団	(公財)厚木市 体育協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
H25	2013					
H26	2014					
H27	2015	(公財)文化 振興財団	(公財)厚木市 体育協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
H28	2016					
H29	2017					
H30	2018	(公財)文化 振興財団	(公財)厚木市 体育協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
R1	2019					
R2	2020					
R3	2021	(公財)文化 振興財団	(公財)厚木市 スポーツ協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
R4	2022					
R5	2023					
R6	2024	(公財)文化 振興財団	(公財)厚木市 スポーツ協会	各老人憩の家 管理委員会	白山集会所管理 委員会	岡田集会所管理 委員会
R7	2025					
R8	2026					
R9	2027					
R10	2028					
R11	2029					
R12	2030					

3 厚木市指定管理者選定評価委員会規則

平成30年 3 月30日
規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公の施設の利用者の代表
- (2) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1号に掲げる委員の任期は、委嘱の日から当該指定管理者の候補者の選定が終了する日までの期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、指定管理者制度主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

4 厚木市指定管理者選定評価委員会 名簿

(令和8年8月)

厚木市指定管理者選定評価委員会規則第2条第2項関係

No	氏 名	選出区分	所属等
1	あだち かずとし 安達 和年	学識経験者 (元大学教授)	元教授 (松蔭大学)
2	いずも あきこ 出雲 明子	学識経験者 (大学教授)	専任教授 (明治大学 専門職大学院 ガバナンス研究科)
3	きたはら ひでき 北原 英紀	学識経験者 (民間企業の経営者)	株式会社レンブランド ホールディングス 取締役常務執行役員
4	おばら れいいち 小原 励一	学識経験者 (神奈川県社会保険労務士会 厚木支部推薦)	社会保険労務士 (社会保険労務士おばら事務 所)
5	むなかた りえこ 宗 像 理恵子	学識経験者 (東京地方税理士会 厚木支部推薦)	税理士 (柏陽税理士法人)

厚木市指定管理者選定評価委員会規則第2条第1項関係

No	氏 名	選出区分	所属等
1	さそう たみお 笹生 民雄	公の施設の利用者の代表 (厚木市営体育施設)	東町スポーツセンター利用者

5 厚木市指定管理者選定庁内会議設置規程

(設置)

第1条 本市の指定管理者選定業務において、指定管理者導入施設の課題や成功事例、改善点などの情報共有を行い、適切な選定作業に資するため指定管理者選定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 選定作業に関する提案
- (2) 選定の際必要な仕様書など書類の内容の精査
- (3) その他庁内会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議はリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

2 リーダーは行政経営課長をもって充て、サブリーダーは企画政策課長をもって充てる。

3 チームは、別表に掲げる者をもって構成する。

(リーダー等の職務)

第4条 リーダーは庁内会議の会務を総理し、会議の議長となる。

(会議等)

第5条 庁内会議は、必要に応じてリーダーが招集する。なお、リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、行政経営課において処理する。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

役職	職名	備考
リーダー	行政経営課長	指定管理者制度
サブリーダー	企画政策課長	庁議
メンバー	福祉総合支援課長	老人憩の家
メンバー	市民協働推進課長	白山集会所、岡田集会所
メンバー	くらし交通安全課長	自転車等駐車場
メンバー	スポーツ魅力創造課長	体育施設
メンバー	文化魅力創造課長	文化会館
メンバー	資源循環推進課長	ふれあいプラザ
メンバー	市街地整備課長	自動車駐車場
メンバー	公園緑地課長	荻野運動公園